

知らなきゃ損、損!!
知って得する働くものの権利のしおり



権利のしおり

パート・アルバイト・派遣...で働くあなたへ

全労連 (全国労働組合総連合)
パート・臨時労組連絡会

あるある
法律イハン



あなたの職場では「はたらくルール」が守られていますか? Noにチェックがあれば法律違反のうたがいが濃厚です。一度ご相談ください。

チェックしてみよう

- Q1** 働き始めるとき、労働条件を確認し、雇入れ通知書をもらいましたか?
 Yes No
- Q2** 半年以上働いた人は誰でも有給休暇をとれますか?
 Yes No
- Q3** 残業したら、残業代は出していますか?
 Yes No
- Q4** 辞めたくないのに、突然辞めさせられていませんか?
 Yes No
- Q5** セクハラに泣き寝入りしていませんか?
 Yes No

ミナハゼンローレン

労働相談フリーダイヤル **0120-378-060**

労働組合はガンバルあなたを応援します

誰でも・ひとりでも入れます

全労連

全労連 (全国労働組合総連合)
パート・臨時労組連絡会
03-5842-5611

〒113-8462 東京都文京区湯島2-4-4 全労連会館4階

ホームページ <http://www.zenroren.gr.jp>

労働組合はあなたの味方です

働いていて困ったことがあったら、
気軽に相談してください。

相談してよかった



●フルパートで15年働き続け、4ヶ月間の病気休暇で解雇通告されたAさん。一人でも入れる労働組合に加入し、会社と交渉。解雇を撤回させました。

●非常勤だから有給はないと言われ、熱があっても仕事に出ていたBさん。組合に相談して、労働基準法のことを教えてもらい、院長に言って有給が取れるようになりました。

●何年働いても時給が上がらなかった派遣社員 of Cさんたち。組合に相談し、仲間と一緒に組合結成。今年、時給が30円上がりました。

パート・アルバイト・派遣...で働くあなたの権利

労働基準法や最低賃金法、労働安全衛生法など多くの法律があなたの権利を保障しています。

労働条件は書面で 交わされていますか

仕事内容、就業場所、賃金、労働時間、休日、休暇などについて雇用主はすべての労働者に書面などで明示することが法律で決まっています。

また派遣労働では派遣元は派遣労働者に派遣先での就業条件明示書を交付しなければならないことになっています。

セクハラ がまんするしかない?

セクハラ防止対策は企業の義務であり、男女雇用機会均等法に明示されています。さらに、刑法の名誉毀損罪や強要罪が成立することもあります。



使用者の身勝手な解雇はできません

「客観的、合理的理由がない解雇は無効」(労働基準法18条の2)です。有期雇用契約でも派遣でも契約期間途中に一方的な「解雇」はできません。また、短期契約でも反復更新されていれば、契約期間が満了したからという理由での「雇い止め」はできません。

派遣の途中打ち切り も賃金補償を

派遣契約が派遣元、派遣先の都合によって途中で打ち切られた場合、派遣元に残りの期間の賃金補償を求める権利があります。

健保・ 年金は

あなたが正社員の4分の3以上の時間数を働いており、雇用期間が2カ月を超えていれば、社会保険に加入させることが、事業主に義務付けられています。保険料は労使折半となり、国保・国民年金よりも有利な保障があります。

雇用・労災 保険は

あなたの1週間の所定労働時間が20時間以上で、1年以上の継続雇用が見込まれていれば雇用保険に入ることができます。仕事が原因のけが・病気などでは労災保険から療養費(本人負担ゼロ)や休業補償が受けられます。



あなたがとれる年次有給休暇

いまの事業所で あなたは...	どの位の期間働いていますか?							
	6か月	1年 6か月	2年 6か月	3年 6か月	4年 6か月	5年 6か月	6年 6か月	
30時間以上の方	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日	
30時間 未済の方	1週間に通う回数はいくつ?							
	5日以上	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
	4日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
	3日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
2日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日	
1日								

●有給休暇は希望する日に取るし、理由を言う必要はありません。